

狛江市ユーチューブ運用ポリシー

平成 28 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 このポリシーは、狛江市（以下「市」という。）が動画共有サービス YouTube（以下「ユーチューブ」という。）を利用した動画による市民等への情報の配信の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ Google 社が運営するインターネット上の動画共有サービスをいう。
- (2) 狛江市公式動画チャンネル ユーチューブに市が投稿した動画の再生リストをいう。
- (3) アカウント ユーチューブを運用するための利用者権限のことをいう。
- (4) コメント 市がユーチューブに投稿した動画について、利用者により投稿された感想、意見等をいう。
- (5) 前各号に規定するもののほか、このポリシーにおいて使用する用語の意義は、狛江市ソーシャルメディア活用ガイドライン（平成 26 年 12 月 25 日策定）の例による。

(運用・管理主体)

第 3 条 ユーチューブの運用主体は市とし、運用の適切な管理者として、企画財政部秘書広報室長（以下「秘書広報室長」という。）を置く。

2 運用管理者の所掌事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) アカウントの登録に関すること。
- (2) 動画投稿に関すること。

(アカウント)

第 4 条 アカウントの登録内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 表示名 狛江市公式動画チャンネル
- (2) ID kohot01@city.komae.lg.jp
- (3) その他の事項については、秘書広報室長が別に定める。
- (4) パスワードは、他のソーシャルメディアサービスのパスワードと同一又は類似しないものとする。

(投稿する内容)

第5条 ユーチューブでは、次の各号に掲げる動画を投稿する。

- (1) 市のイベント情報、その他市政情報
 - (2) 市が作成したビデオ、動画
 - (3) その他秘書広報室長が適当と認めるもの
- (制限事項)

第6条 ユーチューブを運用していく上での制限事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) コメント機能。ただし、ユーザーからのコメントが間違った内容であり、他のユーザーの混乱を招く恐れがある場合等、秘書広報室長が必要と認める場合は、この限りでない。
 - (2) チャンネル登録。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が作成したチャンネルで、特に秘書広報室長が必要と認めるものは、この限りでない。
- (なりすまし等の防止)

第7条 市は、第三者によるなりすまし等（以下「なりすまし等」という。）を防止するため、ユーチューブのアカウント情報を狛江市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に常時掲載し、狛江市の公式アカウントであることを明示する。

- 2 市は、なりすまし等を発見した場合には、直ちに市ホームページ等において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (知的財産権)

第8条 市がユーチューブに投稿している動画に関する知的財産権は、市又は原作者に帰属するものとし、ユーザーは、私的使用のための複製、引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできない。

(アカウントの停止又は削除)

第9条 市は、ユーチューブのシステム上の問題、運用に支障を来たす事態が発生する等、ユーチューブを継続して運用することが困難な場合においては、市ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除することができる。

(その他)

第10条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。